

罹災証明書交付申請書

三原市長様

三原市罹災証明書等交付要綱第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	住所	電話番号
	現在の住所(上記住所と異なる場合のみ記入)	電話番号
	(ふりがな) 氏名	

窓口に 来られた方 (申請者と同じ 場合は記入不要)	住所	電話番号
	(ふりがな) 氏名	申請者との関係 ()

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※1の 所在地 (申請者住所と同じ 場合は□にチェック)	☐ 世帯主の住所と同じ（記入不要） 三原市
---	---

※1 住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家の被害	☐ 浸水被害（ ☐ 床上、 ☐ 床下） ☐ その他被害（ ）
-------	---

写真による 被害区分の 自己判定方式※2 (自己判定方式 を希望される 方のみ記入)	罹災証明書交付申請を「自己判定方式」により 申請することを希望しますか。	☐ 希望します
	被災した建物の被害の程度が確認できる 写真※3 がありますか。（要提出※4）	☐ あります
	被害の程度について、「準半壊に至らない（一部損壊）」 （損害割合が10%未満）の判定と決定されることに ついて同意しますか。	☐ 同意します

※2 被害が軽微な場合に、「①写真等から被災した建物の被害の程度が確認できる」、「②被害の程度が『準半壊に至らない（一部損壊）』（家屋全体の損害割合が10%未満）であることが確認できる」、「③その判定結果に同意いただける」場合は、自己判定方式により罹災証明書交付申請をすることができます。通常の家屋被害認定調査を省略するため、比較的早く罹災証明書の交付が可能となります。

※3 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

※4 自己判定方式による申請を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

被災住家の 世帯員※5 (世帯主を除く。)	氏名	
	①	④
	②	⑤
	③	⑥

※5 こちらの申請書に記載された世帯員のみ罹災証明書に表示します。

罹災証明書の必要枚数	枚
------------	---

職員記入欄

添付書類 (任意)	☐ 被害状況が確認できる写真 ※自己判定方式は必須 ☐ 被害場所の位置図 ☐ その他市長が必要と認める書類 ()
本人確認	(本人又は世帯員) ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナンバーカード ☐ パスポート ☐ 在留カード ☐ 障害者手帳 ☐ 年金手帳 ☐ 資格確認書 ☐ 介護保険資格者証 ☐ その他 ()
	(代理人) ☐ 来庁者 (代理人) の本人確認書類 (確認方法は本人と同様) ☐ 委任状 (受任者＝来庁者)

申請受付			証明交付		
整理番号	入力者	確認者	交付者	確認者	交付番号

※受付欄 (日付印)